

島根県災害医療関係機関連絡会議設置要綱

(目 的)

第1条 災害発生時において、災害医療関係機関が相互に連携し、円滑かつ適切に医療救護活動等が展開できるよう、平時から関係機関間の情報・意見交換を行い、緊密な連携体制を構築することを目的として島根県災害医療関係機関連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 連絡会議は次の事項について協議する。

- (1) 災害拠点病院、災害協力病院（以下「災害拠点病院等」という。）と医療関係団体、行政機関との連携に関する事項
- (2) 広域災害救急医療情報システム（EMIS）の活用方策及び関係機関間の連絡体制整備に関する事項
- (3) 広域的大規模災害を想定した広域的な連携に関する事項
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事項

(組 織)

第3条 連絡会議は、医療関係団体、災害拠点病院等及び行政機関からなる委員で構成する。

(任 期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げないものとする。ただし、委員が交代した場合の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の任期が満了となった場合において、委員及び島根県の双方から特段の申出がない場合は、その任期は自動的に更新されるものとする。

(議 長)

第5条 議長は、連絡会議の委員による互選により選出された者が担うものとする。

2 議長は連絡会議を総括し、連絡会議を代表する。

3 議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、あらかじめ議長が指名する委員がその職務を代理する。

(会 議)

第6条 連絡会議は、必要の都度議長が招集する。

2 議長は、必要に応じて、協議に必要な関係者の出席を求めることができるものとする。

(庶 務)

第7条 連絡会議の庶務は、島根県健康福祉部医療政策課において処理する。

(雑 則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関して必要な事項は、議長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年9月7日から施行する。

附 則（平成29年3月2日一部改正）

この要綱は、平成29年3月2日から施行する。